

# お知らせ

## 当別町議会 3月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。日程は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

**問** 議会事務局総務係  
(☎ 23 - 3247)



町議会 HP →

| 日にち      | 時間    | 場所 | 会議名       | 内容等               |
|----------|-------|----|-----------|-------------------|
| 3月3日(金)  | 13:00 | 議場 | 本会議       | 町政・教育行政執行方針等      |
| 3月6日(月)  | 13:00 | 議場 | 総務文教常任委員会 | 所管事務調査等           |
| 3月7日(火)  | 13:00 | 議場 | 産業厚生常任委員会 | 所管事務調査等           |
| 3月8日(水)  | 10:00 | 議場 | 本会議       | 執行方針に対する代表質問等     |
| 3月9日(木)  | 13:00 | 議場 | 総務文教常任委員会 | 所管事務調査等           |
| 3月10日(金) | 13:00 | 議場 | 産業厚生常任委員会 | 所管事務調査等           |
| 3月13日(月) | 10:00 | 議場 | 本会議       | 一般質問              |
| 3月14日(火) | 10:00 | 議場 | 本会議       | 一般質問              |
| 3月15日(水) | 10:00 | 議場 | 予算審査特別委員会 | 各会計予算審査・起草委員会設置   |
| 3月16日(木) | 10:00 | 議場 | 予算審査特別委員会 | 起草委員会報告           |
| 3月17日(金) | 10:00 | 議場 | 予算審査特別委員会 | 予算審査特別委員会報告、議案審議等 |
|          |       |    | 本会議       |                   |

## 後期高齢者医療高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険および介護保険から支給されます。該当と思われる方には3月下旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに役場窓口へ申請してください。

次のいずれかに該当する場合は支給対象とはなりません。

○後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合。

○支給額が500円以下の場合。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

### <自己負担限度額表>

【計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日】

| 負担割合 | 区分               | 自己負担額の合計の基準額        |
|------|------------------|---------------------|
| 3割   | 現役並み所得者          | 【課税所得690万円以上】 212万円 |
|      |                  | 【課税所得380万円以上】 141万円 |
|      |                  | 【課税所得145万円以上】 67万円  |
| 2割   | 一定以上所得者          | 56万円                |
| 1割   | 一般               | 56万円                |
|      | 住民税非課税世帯 区分Ⅱ(※1) | 31万円                |
|      | 区分Ⅰ(※2)          | 19万円                |

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

広 告

## マイナポイントの申請手続をサポートします

マイナポイント第2弾が、当初の申込期限である2月末から5月末まで延長となるため、役場窓口で行っているマイナポイント手続支援の期間を延長します。

**場所** 住民課戸籍年金係窓口 **日時** 5月31日（水）までの平日 9時～11時、13時15分～16時15分

**予約** 前日までに電話予約が必要です。 **持参** ①マイナンバーカード ※4桁の利用者署名用電子証明書パスワードが必要。②マイナポイント受取に対応した電子マネー、QR決済サービス、クレジットカード等 ※決済サービスIDとセキュリティコード等が必要。（各社によって表現方法が異なります）

③公金受取用の預金口座情報（公金受取によるポイント付与を希望される方のみ必要）

**問** 住民課戸籍年金係（☎23 - 2463）

## 農業振興地域整備計画の見直しを実施します

町は、令和5年度中に「当別農業振興地域整備計画」の全体見直しを行います。この計画は「農業振興地域整備計画に関する法律」に基づき、優良農地を確保・保全しながら農業振興を図るための各種施策を計画的に実施するために定めたもので、農業振興の方向性を定め、今後10年以上にわたり、農業上利用すべき土地を「農用地区域」として設定します。

見直しの期間中は、関係機関との協議、公告縦覧等を伴うことから、用途変更や農用地区域からの除外に関する受付を一時休止しますので、農業用施設や農家住宅等の建設を検討している方は、お早めにご相談ください。

**期間** 6月1日～12月（予定）、期間に変更が生じた場合は、町HP等でお知らせします。 **注意** 休止期間中は、農地転用の許可もできなくなる可能性があります。 **問** 農務課農務係（☎23 - 3091）

## 国保の加入脱退手続き・進学で転出する場合

### 【加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方が加入する制度です。

職場を退職し健康保険を喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書と加入する方全員のマイナンバーが分かるものを持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合は、国保を脱退する方全員の新しい保険証とマイナンバーが分かるものを持参して『脱退の手続き』が必要になります。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

### 【進学で転出する場合の国保は？】

進学するために当別町から転出する場合は、当別町の国民健康保険に引き続き加入することができます。役場窓口にて手続きが必要となりますので、身分証明書、在学が確認できる書類（在学証明書・学生証写しなど）、世帯主の方と転出する方のマイナンバーが分かるものを持参してください。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23 - 2467）

## FIKA 営業終了のお知らせ

地域の皆様にご愛顧いただいていたJR太美駅舎併設の当別観光情報プラザ「FIKA」は、令和5年3月31日をもって営業を終了することとなりました。長きにわたりたくさんのご利用ありがとうございました。営業終了の詳細は、観光協会HPまたは観光協会のInstagramからご確認ください。

**問** 当別町観光協会事務局（役場産業振興課内・☎23 - 3129）



観光協会HP Instagram

広 告

# お知らせ

## 当別町障がい福祉基本計画策定委員募集

当別町障がい福祉基本計画の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、委員を募集します。

**要件** 町内に在住の20歳以上の方 **任期** 令和5年4月1日～令和6年3月31日 **人数** 2名 **応募** ゆとり窓口または町HPにある募集用紙に住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号および「当別町の障がい福祉についての意見・感想等」を記入し、持参・郵便・メールで申込みください。 **期限** 3月17日（金）

**問** 介護課障がい支援係（ゆとり内・☎25-2665）

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員募集

第9期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるために委員を募集します。

**要件** 町内に在住の20歳以上の方 **任期** 令和5年4月1日～令和6年3月31日 **人数** 1名 **応募** ゆとり窓口または町HPにある募集用紙に住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号および応募動機を記入し、持参・郵便・メールで申込みください。

**期限** 3月17日（金） **問** 介護課高齢者支援係（ゆとり内・☎27-5131）

## 高齢者肺炎球菌予防接種期限は3月末まで

高齢者肺炎球菌予防接種は、高齢者の肺炎の中で最も多い「肺炎球菌」による肺炎を予防する効果があります。今年度対象となる方の接種期限は3月31日です。接種機会を逃さないよう、計画的に接種しましょう。

なお、この予防接種は、新型コロナウイルス感染症予防を目的とした予防接種ではありません。

**対象** これまでに一度も肺炎球菌予防接種を受けたことがない人のうち、次の①～②に該当する方。

①3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎えられる方

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障がい者手帳1級程度の障がいがある方。

**料金** 2,500円（生活保護世帯の方は無料） **会場** 予防接種実施医療機関（P30参照） **期限** 接種期限は、

令和5年3月31日（誕生日前でも接種可能）まで。接種回数は1回です。 **他** 事前に医療機関へ予約が必要です。また、入院・入所中など町外の医療機関で接種を希望される方は、事前にご連絡ください。 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとり内・☎23-4044）

広 告

## 当別町認知症ガイドブックが完成しました

今回の認知症ガイドブックは大幅な改正を行ったほか、本編と別冊サービス一覧に分けました。認知症になっても自分らしく暮らし続けられるために、認知症の症状や受けられるサービスなどを掲載しています。認知症は誰もがなり得るものです。ご自身やご家族の生活を考えるために、また、地域にできることを考えるために、ぜひご活用ください。

**問**【認知症ガイドブック】介護課高齢者支援係（ゆとろ内・☎27-5131）、【高齢者の総合相談】当別町地域包括支援センター（☎25-5152）

## 国民年金の学生納付特例の申請について

令和4年度に保険料納付を猶予されている学生の方で、令和5年度も引き続き在学予定の方には、3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくと、令和5年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。なお、令和5年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所までお問合せください。

**問** 札幌北年金事務所（☎011-717-4115）

## 特定健康診査受診券の有効期限は3月末まで

特定健康診査は、通常1万円相当かかる健診を700円で受けることができます。特定健康診査受診券を紛失された方は再発行できますので、下記問合せ先までご連絡ください。事前予約が必要ですので、お早めに予約して受診ください。

町内では新たに「さいわい内科消化器クリニック」での受診が可能となりました。また、北海道対がん協会札幌がん検診センターではがん検診も併せて受けられます。詳しくは健康ひろば（P30参照）や町HPをご確認ください。

**対象** 令和5年3月31日までに40歳～74歳になる当別町国民健康保険にご加入の方 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

## 令和5年度ホームステイ研修事業は中止します

町では人材育成基金を活用し、高校生の短期留学によるホームステイ研修事業を実施（令和2～4年度は中止）しておりますが、令和5年度の研修事業は中止します。令和6年度以降の事業実施は、詳細が決まり次第、改めて町HPまたは広報誌でお知らせします。

**問** セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎23-3042）

広 告

広 告

広 告